

《論 説》

言語行為論を通してみる碑文

—— 史料論的一考察 ——

増 永 理 考

【要旨】

碑文は、まぎれもなく西洋古代史研究にとって必要不可欠な史料であるが、近年、モノとしての碑文の側面に注目が集まっているように、文学的史料以上に多角的な視点が求められている。そのような中、碑文のテキストに関して、言語行為論という元は哲学において発展した理論の導入が図られている。ある主体が何かを述べることによって、単に出来事を報告するのではなく、同時にその発言そのものによって何らかの行為を果たすという言語行為論の観点は、1990年代以降、碑文を用いた研究を契機として、徐々に西洋古代史研究に取り入れられつつある。

本稿では、現在に至る言語行為論を用いた研究の発展を跡づけるとともに、碑文史料における言語行為論の可能性の射程、限界を見定めることが目指される。従来、碑文の本質として永続性・公開性が説かれてきたが、かかる本質を踏まえて、言語行為論の観点で碑文を眺めるならば、碑文の文言は文学的史料以上に、単なる記録にとどまらないことが判明する。当時の人々による碑文の認識、識字率、そして言語行為論の適用範囲といった問題はあるものの、碑文は、そのモノとしての空間の占拠と相まって、言語行為を通して他者への影響という点での権力を、広範にわたって行使する機能を果たしていたのである。

はじめに

今日、西洋古代史の分野において、碑文を用いた研究は我々にとって非常に身近なものとなっている。その証左として、大部な碑文集を繙くことはもはや過去のものとなりつつあり、現在では多くの碑文史料が電子化されるに至り、我々は自宅にいながらにして史料を参照することができるようになってきている¹⁾。しかしながら、史料へのアクセスの利便性が増す一方で、果たして我々は「碑文」が有する史料としての特性を十分に理解できているのであろうか。もちろん、これまでの研究が行ってきたように、文学的史料同様、碑文のテキストが伝える情報のみで歴史を再構成することは可能である。しかし、他の時代に比べて古代史は史料の絶対数が多くはなく、その制約が先行研究の超克という点で絶えず我々の頭を悩ます。かかる制約を少しでも乗り越えるためにも、我々は既存の史料から、その特性を理解した上で可能な限り多くの情報を抽出し、たとえ同じ史料であっても多角的に解釈することが

求められるのである。

碑文に関しては、近年、そのモノとしての側面にますます注目が集まっており、筆者も以前、碑文と空間の関わりで試論を著した²⁾。物質としての碑文が持つ情報、ある空間に配されることで生じる碑文の意義を検討することは、そのテキストのみと向き合っているだけでは得られない重要な視点である。しかしながら、旧稿でも述べたように、碑文の物的な情報はともかく、その空間的な情報については、現存状態、あるいは発掘の影響ゆえに失われたものが少なくなく、我々が利用できる情報はきわめて限定的であるという問題もある。

そのような中、碑文のテキストについても、新たな解釈の仕方が一部の研究者によって提起されている。それが本稿で取り上げる「言語行為論」の視点である。テキストそのものについて従来とは異なる観点を採用することができるのであれば、我々の研究の幅はいっそう広がるのではなからうか。それゆえ、本稿では、古代史研究者によって徐々に注目されつつある言語行為論に基づく碑文解釈について、一史料論として論じてみたい³⁾。

1. 史料としての碑文に関する本質的問題

近年、碑文を用いた研究では、そのモノとしての側面、すなわちモニュメントとしてのメッセージ性に注目が集められた結果、必ずしも文字情報だけに依らないメディアとしての重要性が強調されつつある⁴⁾。文字を読める人々にとっては刻字内容が、他方、そうでない人々にとっては碑文の様式やレリーフなどの非文字情報が伝達され、結果として、社会の大多数の人々に対して何らかのインパクトを効果的に与えることを可能ならしめた。それゆえ、ときに碑文は、それを刻む主体にとって強力なプロパガンダ装置となりうるものだったのである。

しかしながら、以上のメディアとしての側面が強調されるにつれ、少なくとも文字史料が有するある本質的な問題に我々は改めて直面せざるをえなくなる。それは、碑文における文字情報が、たとえ永続を目的とする物質に残されたとしても、文学的史料と同様、必ずしも現実をありのままに伝えているわけではない、という問題である⁵⁾。もとより、ある事柄を文字として書き記す時点で、現実の一部が切り取られる以上、その主体による一定のバイアスが生じていることは明らかである。さらに、それが碑文のように何らかのプロパガンダ装置として用いられるとすれば、実際に記される文字が有する情報と現実との乖離が故意に拡大させられている可能性が生じる。不特定多数の人々に向けて同時にある情報を発信するという点で碑文と共通する、現代におけるマスメディア、あるいはインターネット上の情報を思い浮かべても、公共のメディアにおいていかに事実とは異なる情報があふれているかを我々は容易に想起できる。かかる問題意識のもと、史料におけるバイアスを可能な限り排除し、文字情報と現実との距離感を測ることは、史料批判において半ば自明の作業であり、ここであえて強調する必要はないだろう⁶⁾。事実、碑文における情報と現実とのずれについて

は、先行研究者が積み重ねてきた史料批判を通じて明らかとされてきたのである。

1990年代、あるカテゴリーに属する碑文の信憑性に関する重要な議論が展開された。E. Thomas, ならびに Ch. Witschel は、公共建築物再建に関するラテン碑文と当該建築物の考古学的情報を突き合わせ、碑文の文言がどれほど現実を反映しているのかを検討した⁷⁾。彼らによると、碑文における表現と考古学的データとは必ずしも合致しないという。すなわち、碑文において一種の「虚偽」の情報が表現されているのである。例えば、現在のドイツのヴァルデュルンで出土した、公共浴場の再建を伝える碑文においては、再建の理由として、建物の老朽化によって（vetustate）崩壊したことが記されている一方で、考古学的調査によれば、火災によって崩落したことが明らかにされたのである⁸⁾。しかも、その再建は基礎から新しくする根本的なものであったにもかかわらず、当該碑文を刻んだ主体は、その再建を崩壊による「新築」としてではなく、あくまで「改築」として表現したのである。このような事例が多々確認されることから、建築物再建碑文における表現は、再建の経緯に関する事実をありのままに伝えるよりはむしろ、建物の古さを強調することで、当該建物に歴史性を付与するレトリックとして理解されるべきだと Thomas と Witschel は結論づけた。彼らの見解に対しては、その後若干の批判が加えられたものの⁹⁾、考古学資料をも導入したその学説に一定の説得力があることは否めないだろう。

一般に我々が碑文を歴史史料として扱う際には、まず、その碑文が事実を伝えているかどうか、つまりその碑文の内容が「真」であるかどうか、並行史料と照らし合わせたうえで吟味する。しかしながら、碑文に関しては、比較しうる類似の史料が存在しないことも少なくなく、十分な史料批判に堪えない場合が多いこともまた事実である。それは、たいてい碑文には物事の結果が記してあるばかりで、いつ誰がどのような意図でその碑文を建立したのかが判然としない、つまりその碑文のコンテキストが十分に明らかでないことに原因があるように思われる。だからといって、これまで研究者らは史料批判に堪えない碑文を棄却してきたわけでは決してなく、明確な反証が挙げられない限りは、それを「真」なる史料と仮定して議論を展開してきたのである。史料の僅少さが大きな問題である西洋古代史研究において、議論の幅を狭めぬためにもこのような姿勢が踏襲されてきたのは当然のことであり、今後もそれは維持されるべきである。だが、ある史料が「真」であるという前提に十分な根拠を持たせることができない限り、逆にその史料が「偽」である可能性が同じように残っていることもまた否定されえないだろう。そして、以上の問題を突きつめていくなれば、我々はいわゆる「言語論的転回」がもたらした課題に直面せざるを得なくなる。すなわち、J. Derrida が「テキスト外なるものは存在しない」と述べたごとく¹⁰⁾、もはや我々はテキストたる史料から統一的な客観的事実なるものを見出すことはできないという問題である¹¹⁾。これに従うならば、碑文に関しても、それが言語をもって構成されている以上、理論上そこから客観的事実を抽出することはできないということになろう。この転回の影響を受けて、碑文を用いた研究においても、そのシンボリックな側面、その一環としてとりわけ碑文のモノ

としての側面に関心が集まっているように思われるが、「言語論的転回」を正面から受け止めたうえで碑文を利用する研究は、管見の限り知られない。したがって、我々が「真／偽」の基準をもって史料を眺めようとするならば、どうしても以上のような限界にぶつからざるをえないのである。そこで、筆者が「真／偽」の基準を超えた別の視角として有効であると考えてるのが、碑文を用いた研究を中心に導入が図られている「言語行為論」的視点である。

2. 言語行為論的視点の導入——理論と実践——

2-1. 言語行為論とは何か？

言語行為論 (Speech-Act Theory) と聞いて耳慣れないと感じる人は多いかもしれない。これはもともと哲学の分野で提唱された議論であり、1950年代に活躍した J. L. Austin にさかのぼることができる¹²⁾。彼の議論を起点として現在に至るまで、言語行為論は理論的發展をみているが¹³⁾、筆者は哲学を専門としているわけではないので、深く踏み込むことはせず、さしあたり、本稿の議論に際しては、Austin によって考えだされた言語行為論の核にあたる部分のみを簡単に説明したい。

Austin は、従前の哲学者が言語の有する機能として、単に情報を記録、伝達するための事実の記述という側面のみに固執してきたことを指摘する。彼は、我々の言語行為には、そのような「事実確認的発言 (constative utterance)」に加えて、「行為遂行的発言 (performative utterance)」と呼びうる側面が存在することを明らかにし、言語機能における実践的性格を強調した¹⁴⁾。これだけでは理論の様相がはっきりしないので、ここで Austin が挙げる具体例を引用しよう。

「私はこの女性を妻とします」——ただし、結婚式の最中に言われたものとする——という文を発話する場面を想像してみよう。この例において、発話主体が「妻とします」と述べるとき、その主体は単に結婚という出来事を報告しているわけではないことは明らかであろう。その主体がそのように述べることによって、結婚という出来事に当事者として関与している、すなわち、結婚という「当の行為を実際に行うことにほかならないのである¹⁵⁾」。このような性格を有する発言については、単なる「事実確認的発言」に比べ、発言そのものが行為を意味する以上、「真／偽」という評価基準は妥当ではなく、代わりに、「適切／不適切」の基準が導入されることとなる。この基準に関しては以下の規則が列挙される¹⁶⁾。

- (A・1) 一般に受け入れられた慣習的手続きの存在
- (A・2) 発動された手続きに対する人物および状況の適切性
- (B・1) 手続きの正しい実行
- (B・2) 手続きの完全な実行
- (Γ・1) 手続きの参加者は、それに応じた思考、感情、意図を実際にもたねばならない

(Γ・2) 参加者は引き続きそのように行動せねばならない

(A・1)～(B・2) の規則に何らかのかたちで抵触する場合には、その行為が遂行されえず、また成立・完遂したとは言えなくなってしまう。例えば上記の結婚の場面における発言についてみるならば、「私はこの女性を妻とします」は、「私はこの女性を」と言葉を中断してしまっただけでは当然効力を発揮することはないし、また、結婚式という正当な手続きを踏んで形成された場、およびその宣誓を聞き届ける保証人としての牧師の存在という正当な文脈が担保されなければ、当該発言による結婚という行為が完遂されることはないだろう。(A・1)～(B・2) に抵触する行為を Austin は「不発」と呼ぶ¹⁷⁾。他方、(Γ) の規則については、行為自体は完遂されることとなるが、結婚の意図もなく「私はこの女性を妻とします」と述べたり、結婚の後に、結婚という状態を継続する意図を喪失したとなれば、不誠実の誹りを被ることになってしまう。(Γ) の条項に違反する行為は、「濫用」と呼ばれている¹⁸⁾。

以上をもとに Austin は、「事実確認的発言」と「行為遂行的発言」という二項対立を超えて、言語行為を、発語行為 (locutionary act)・発語内行為 (illocutionary act)・発語媒介行為 (perlocutionary act) の3層構造で表した¹⁹⁾。発語行為は、我々が音声を発する行為そのものを指す。発語内行為は、その発話そのものによって別の行為を遂行することを意味し(例えば、結婚する、誓う)、最後の発語媒介行為は、発語内行為によって、「聴き手、話し手、またはそれ以外の人物の感情、思考、行為に対して結果としての効果²⁰⁾」を生むものである。「この女性を妻とします」と誓われた際に、参列者らが荘厳な雰囲気を感じ取り、感動を覚えるならば、それが発語媒介行為に相当することになる。

実際、以上のように定義される言語行為は、先に引用した「私はこの女性を妻とします」以外にどのようなものがあるのだろうか。Austin は次の5つの類型化を試みている²¹⁾。①判定宣告型(例えば、「有罪と宣告する」「認定する」)、②権限行使型(「命ずる」「許可する」)、③行為拘束型(「約束する」「誓約する」)、④態度表明型(「感謝する」「賛同する」)、⑤言名解説型(「肯定する」「陳述する」)。しかしながら、Austin によって提示されたこれらの類型は、あくまで一つのモデルにすぎず、厳密な分類が困難な場合もあるため、必ずしも彼のカテゴリーに拘束される必要はなからう。

以上のように、Austin が打ち立てた理論には後に細かな修正が施されてはいるものの²²⁾、彼自身の言葉を借りるならば、「哲学史上における最も偉大で、最も有益な革命²³⁾」なのであり、かの Derrida も「真／偽」をめぐる言語解釈から、言語が有する行為の側面、すなわちその「力」の価値に力点を移した点に注目している²⁴⁾。

さて、我々は前章において、碑文を歴史史料として用いる際、厳密に突きつめるならば、どうしても「真／偽」という基準に関する限界に直面することを確認した。他方、哲学の領域においては、それまでの「真／偽」をめぐる解釈に対して、言語行為論がそれに代わる評価基準を提出したのである。したがって、言語行為論を歴史学における史料解釈に適用する

ことができれば、碑文史料における「真／偽」の基準とは異なる角度から議論を展開することが可能となるのではなかろうか。

ところで Austin の議論は、発語行為に基づく日常的会話、すなわち「話し言葉」がベースとなっているが、我々が歴史学において利用するところの書きとめられた史料は、基本的に「書き言葉」であって、厳密には発話ではない。しかしながら、書き言葉への言語行為論の適用について Austin は次のように述べる。

文字による発言（あるいは、「碑文」(inscription)）の場合には、発言者の署名を書き添えることによる。（このことを行わなければならないのは、もちろん、文字による発言を口頭による発言におけるのと同じ仕方です。その発言原点に結びつけることができないからである。）²⁵⁾

このように、Austin はまさに碑文も言語行為論的に解釈しうることの正当化を図っているのである。それゆえ、本稿の以下の章節では、言語行為論の歴史学研究、とりわけ碑文を用いた研究への適用について、その可能性、そして限界を提示することを具体的目標として、議論を進めていくこととする。

2-2. 西洋古代史研究における言語行為論適用の発展小史

言語行為論の古代史研究への援用については、すでに一部の研究者らによる試論が存在する。以下では、先行研究の整理を通して、同理論適用の射程を確認したい。

古代史研究における言語行為論的視点導入の先駆けとなったのが、J.-M. Bertrand の論考である²⁶⁾。古典期ギリシア都市、およびヘレニズム王国下における政治的言説について検討した彼は、民主政に基づくポリスの共同体的言説から、ヘレニズム王個人による言説に至るまでの変化の過程を、碑文史料における表現様式の変化に注目しながら明らかにしている。その中で、言語行為論という言葉こそ用いられないものの、とりわけヘレニズム王国の王による手紙に看取される言語と権力の結びつきを強調しており²⁷⁾、言語が何らかの力を有するという点で、まさに彼の研究は言語行為論的視点を導入したパイオニア的研究であると評価できるであろう。この研究視角は、後に言及する J. Ma によるヘレニズム時代についての画期的研究に少なからず影響を与えていると思われる。

この言語行為論について初めて明確に言及したのは F. Millar であるといってよいだろう。ローマ帝国における皇帝の役割、特質を明らかにしたその著書 *The Emperor in the Roman World* 第2版のあとがきにおいて、彼は次のように述べる。

本書が本質的に、皇帝に対して向けられた言葉に対する返答として、皇帝自身の名のもとで、あるいは彼自身によって発せられた言葉に関するものであることはもちろん明

らかである。しかしおそらく、この関心の焦点に関する論理的性格についてももう少し強調しておく必要があるだろう。皇帝による形式的かつ公的な通知——例えば、ギリシア都市に対する手紙——は、史料としてのその論理的位置に関して、あるたいへん重要な利点を享受している。それというのは、かかる史料は、もともと部分的であったり偏向したりしているに違いないが、何らかの行動、あるいは出来事に関する単なる報告、あるいは単なる空想でさえもないかもしれないのだ。それは行為である。何かを報告するのではなく、その行為においてある決定や返答を具現化するものなのである。1950年代、私がオックスフォードの学部生として学んだ言語哲学における用語において、それは「言語行為」と呼ばれている²⁸⁾。

前節で紹介した言語行為論の創始者 Austin は、1950年代、オックスフォード大学で教鞭をとっており、Millar は彼の影響を直接に受けたものと思われる。以上の引用から察せられる通り、Millar には、皇帝の手紙に代表される史料の言葉が、ある種の行為を体現していたという意識があったのであるが、この段階では明確な理論化には至っておらず、どの程度言語行為論を彼の研究に適用していたのかは判然としないままである。

この後、まもなく再びギリシア世界、特に古典期アテナイの事例において、言語行為論の適用が図られている。J. Ober は、前 508/7 年、クレステネスによる民主政確立をめぐる展開を分析する際に、言語行為論に言及している²⁹⁾。彼の検討で依拠されるのは、碑文史料というよりはむしろ文学的史料である。フランス革命期における権力の移行過程を、言語行為論を用いて分析した S. Petrey の研究に影響を受けて³⁰⁾、Ober は、前 508/7 年に起きたアテナイによるスパルタに対する反乱に関して、アテナイのデーモスがスパルタの命令を拒否した点に重要な画期を見ている³¹⁾。これはすなわち、スパルタのその命令、つまり命令という発語内行為がアテナイ人にとってもはや適切ではなくなっていることを意味していたのである。それまで権威を保っていたはずの「政治的言説が、正統な公的権威の源泉をめぐる、互いに排他的な 2 つの解釈による争点³²⁾」となり、その結果、反乱の成功によって自らの言説の正統性を勝ち得たアテナイのデーモスは、集団的に自己を再定義することに成功し、最終的に民主政が確立された、と Ober は述べる。このように、それまで主に碑文に限定されていた言語行為論的解釈を、文学的史料にまで拡大させた点が彼の研究の特徴であろう。

以上の流れを経て、言語行為論を正面切って古代史研究に導入しようとしたのが、先ほども言及した J. Ma である。Ma は、前 167 年に勃発した、セレウコス朝に対するユダヤ人による反乱、マカベア戦争を、碑文史料、文学的史料双方に基づき、それらを言語行為論的視点によって眺めることで、セレウコス朝の権力の衰退過程を描き出そうとする³³⁾。この点では、先の Ober による論考と通じている。彼の論は詳細に展開されているので、ここでやや丁寧にその全体像を紹介しよう。

ヘレニズム王による手紙は多数残存するが、これは支配者と被支配者の関係を探るうえで

有益である。というのも、それは発語内行為（例えば、「私は認める」「私は解放する」）にあふれており、それゆえに、その発語内行為が有効であるという前提に基づいているからである。つまり、支配者たるヘレニズム王の言葉、およびそれに伴う行為が、手紙そのもの、あるいはその手紙を記した碑文の建立を通して、被支配者に受容されていたという前提がなければ、王の言葉は不適切なものになってしまうのである³⁴⁾。加えて、王の言語行為は一過性のものでもなかった。それは将来にわたって影響を与える行為であり、また、過去より続く、権威のための儀礼的基盤を前提とし、この前提に現在の権力における具体的根拠を与えるという点では、過去に対する行為でもあった³⁵⁾。

このような姿勢のもと、Ma はマカベア戦争前後におけるセレウコス朝とユダヤ人の関係を検討していく。アンティオコス 4 世が即位すると、彼はユダヤ教、ならびにその慣習を禁ずる試みに乗り出す。同王によって、エルサレム、およびユダヤ人の都市に禁令が発されたことが『第一マカベア書』に記されている³⁶⁾。しかしながら、この王による禁令はユダヤの律法と真っ向から対立し、ユダヤ人の反発を買うこととなる。双方においてそれは時に暴力として表出し、そのような中、セレウコス朝に対してゲリラ戦を展開したのが、ユダス・マッカバイオスである。この反発に対して、まもなくセレウコス朝は政策を転換し、ユダヤ人の慣習の保持を認めるなど譲歩する姿勢を示す³⁷⁾。しかし、その効果もむなしく、セレウコス朝の高官リュシアスは反乱の鎮圧を試みるが、これも失敗に終わる。この間、王位を継いだアンティオコス 5 世は、ユダヤ人らが父祖伝来の慣習に従って生活することを認める旨をユダヤ人に伝えるよう、部下のリュシアスに書き送っている³⁸⁾。

Ma は、言語行為に満ちた一連のセレウコス朝側の姿勢を示す史料について、次のような理解を示す。セレウコス朝としては、ユダヤ人の迫害を継続し、場合によっては暴力に訴えることもできたはずであるのに、次第にユダヤ人を配慮する言葉を用い、交渉による譲歩姿勢を強めていった。これは、もはやユダヤ人に対しては強硬策が不適切なものとなっていたことを意味し、この点で、セレウコス朝の王による言語行為は、同王朝の脆弱さ、ならびに従属者による反抗の成功を暴露するものとして理解されるのである³⁹⁾。

いったんはユダヤ人に平穏がもたらされたかにみえたが、ユダス・マッカバイオスの一派は再び勢力を強め、継続してセレウコス朝に対して反抗を続けた。その間、セレウコス朝内部における権力闘争が起こり、同王朝にとってはユダヤ人問題どころではなくなったので、アンティオコス 7 世によるユダヤ人共同体の自由化を認める手紙をもって、少なくともユダス・マッカバイオス自身が関係する反乱にはいったん終止符が打たれることとなる⁴⁰⁾。ユダスの死後、その兄であるヨナタンがマッカバイオス一派を引き継ぐことになり、セレウコス朝の内紛に乗じて、ヨナタンを中心として再びセレウコス朝とのせめぎ合いが展開される。ヨナタン以降の展開についても Ma の研究では論じられているが、紙幅の都合上、こちらは割愛する。少なくとも、ユダスの時期における一連のセレウコス朝の手紙は、伸長するマッカバイオス家の権力とセレウコス朝の弱体化に関する記録の歴史として読まれるべきであ

ると Ma は主張する⁴¹⁾。

さて、上記の検討を通して得られた言語行為論的視点の利点は、いったい何であろうか。Ma によるまとめを概観しよう。まず、彼によれば、Austin による言語行為論を歴史史料に適用しようとする際、その言語行為を適切なものとして保証する権力や権威の変動は、実際は、必ずしも単純なモデルに還元されえない複雑なプロセスであるという。そのうえで、言語行為論的視点が提供するの、対立する両者の交換の形態、そしてその緊張関係、あるいは多義性に対する分析視角である。したがって、言語行為論を後期セレウコス朝の動向の検討に適用することで、かつて主張されてきたようなセレウコス朝の権威の継続性という見解⁴²⁾とは逆に、セレウコス朝の権威が弱体化していくプロセスにおける複雑な相互作用を理解する一助となるのである⁴³⁾。「言語行為論の概念は、権力は暴力のみならず、支配者の言語行為が現実化するものとして受容され、被支配者の同意が支配者の発話の適切性を決定する中で、基本的だが目に見えない両者間の契約にも依拠していることを明らかにする」と Ma は結論づける⁴⁴⁾。

以上の史料解釈の方法は、Ma 自身によるヘレニズム時代における王と諸都市の関係を分析した画期的研究 *Antiochos III and the Cities of Western Asia Minor* にも継承されるとともに⁴⁵⁾、他の一部の研究者にも影響を与えている⁴⁶⁾。以上のように、先行研究では、ヘレニズム王や皇帝の手紙が素材とされているように、公的権力、社会における最上部で展開される権力の様相が主に描かれていることがわかる。先行研究は、言語行為論の利点として、言説を手がかりとする権力の移行過程の描出を明らかにしてきた。しかしながら、哲学の分野における言語行為論はそもそも日常言語の分析を契機として発展してきた理論である。したがって、政治に代表される公的領域のみならず、私的な領域、いわゆる社会史の分野にまで同理論は拡大されうるはずである。実際、近年では社会史的研究の領域において同理論は浸透を見せ始めている。

社会史的研究における言語行為論応用の可能性については、近年の A. Chaniotis の研究が示唆的である⁴⁷⁾。彼は、碑文が有するオーラルな側面をまとめる中で、間接話法、直接話法に加えて、Austin のいう遂行的発言に言及している。Chaniotis によれば、このカテゴリーに属する碑文の代表格として、称賛に関する碑文、その一つとして告解碑文が挙げられるという。告解碑文とは、紀元 1～3 世紀にかけて、小アジア内陸のリュディア、フリュギア地方で確認される碑文であり、その名の通り、奉献者による不敬行為や罪の告白に始まり、それに伴う神々の怒りを鎮めるための儀礼、そして最終的には神々に対する称賛が記されている⁴⁸⁾。例えば、告解碑文の最後には、「あなたは私に満足をもたらしてくれました。私はあなた方を称えます⁴⁹⁾」とあり、このように述べることによって、神々に対する称賛の行為を果たしているのである。

その他、Chaniotis は遂行的発言にあふれる碑文のカテゴリーとして、墓碑、誓い、そして呪いといったものを挙げ、当時においては声に出して碑文が読まれていたことを鑑み、か

かる碑文の機能として、「再演的発話」の重要性を指摘している⁵⁰⁾。遂行的発言としての碑文の文言が、それを見る人に読み上げられることによって、その発語内行為が、同一の文脈ではないにせよ、繰り返し実行されるのである。

しかしながら、碑文における言語行為に関する Chaniotis の言及は概略的にとどまっており、依然、社会史的領域においては議論を掘り下げる余地は残っているように思われる。とりわけ、彼も指摘する通り、言語行為に満ちた碑文のジャンルの一つとしての墓碑は注目に値する。というのも、生者と死者の擬似的コミュニケーションという点では、他の碑文とは一線を画するものであるとともに、墓碑は現存する碑文のおよそ9割程度を占めているため、碑文の本質を捉えようとするうえで、最も有益なカテゴリーであると考えられるからである。

加えて、以上の研究史の整理から明らかなように、現時点では言語行為論的視点を取り入れた研究は、ギリシア語を主な史料とするものに偏向し、ラテン語に関してはほとんど皆無である。筆者の知る限り、墓碑に関しては、ラテン語とギリシア語の差異がこれまで指摘されてきたが⁵¹⁾、言語行為という視点で両言語を比較するならば、両者における何らかの本質的差異、あるいは類似性が見えてくるかもしれない。いずれにせよ、研究の蓄積を俟たねばなるまい。

3. 史料としての碑文——文学的史料を超えて——

すでに見てきたように、当初、碑文を用いた研究において導入された言語行為論的視点は、徐々に文学的史料にまで拡大している。実際、最近では、歴史学を越えて、文学の領域においても、同理論を導入した研究が徐々に増えつつある⁵²⁾。理論の適用領域が拡大していること自体は望ましい傾向であるが、碑文史料と文学的史料が有する史料としての特質の差は明確にされていないように思われる。たとえ両者が言語行為という同一の枠組みのもとに理解されとしても、当時におけるメディアとしてのあり方が異なることは明白であり、それゆえに、両者に見られる差を明らかにする余地があろう。以上のような問題意識を念頭に置きながら、本章では従来指摘されてきた碑文の本質的側面と言語行為論的視点とを絡めながら、文学的史料とは異なる碑文史料の特質を見定めていきたい。

3-1. 碑文の永続性・公開性と言語行為

一般に碑文史料全般に共通する特質として、その永続性と公開性が挙げられてきた⁵³⁾。永続性については、その記録媒体たる石や青銅板などの素材に由来することは明らかである。この性質については、古代人自身も認識するところであった。紀元2世紀に生きたギリシア人作家のアッリアノスは、『黒海周航期』という著作の中で次のように述べる。

我々はトラペゾンタへとやってまいりました。そこはギリシア人のポリスで、かのクセノフォンが述べますように、海に面して建設され、シノベの植民市でありました。クセノフォンや陛下と同じ場所で、この海、黒海を私は見晴らかしたのです。すると荒い石でできた祭壇がいくつかそこに建っていましたが、その文字ははっきりとは見えませんでした。このギリシア語の碑文は誤って刻まれており、実際、野蛮人どもによって刻まれたかのようでした。そういうわけで、私は白大理石の祭壇を建立し、明瞭な文字で碑文を刻むことに決めたのです。というのも、陛下の像は見事な姿勢で建っているのですが（というのもその海を指し示しているのです）、作風の点では、陛下に似ておらず、そのうえ、美しくもないのです。結果として、私はかのもと同じ姿勢で、陛下の名を持つにふさわしい像をお作りするでしょう。なぜなら、その場所は永遠なる記念にたいへんふさわしいのですから⁵⁴⁾。

ハドリアヌス帝に捧げるというかたちで著述したアッリアノスは、古びた碑文を新たに刻み直すことによって、そしてより立派な像を建て直すことによって、同帝に対する「永遠なる記念」としたのである。

このアッリアノスとほとんど同じ時代を生きた小プリニウスも、碑文ではなく、立像の建立に関してその永続性について言及している⁵⁵⁾。同時に彼は、「ローマ国民の広場に、他人の像を置くことは、・・・誉れであり、人目を引くのですから」と述べ、碑文にとってももう一つの特徴たる公開性にも触れている⁵⁶⁾。

碑文の公開性は、しばしば碑文に刻字される次の特有な文言からも明白である。ギリシア語で“ἐπιφανέστατοι τόποι”，ラテン語で“locus celeberrimus”と表記されるように、碑文の建立場所として、「最もよく見える場所」、あるいは「最も人々の訪れる場所」が指定される場合が散見されるのである⁵⁷⁾。このように、抽象的な表現が用いられることもあれば、アゴラ、神殿、あるいは劇場のように具体的に碑文の設置場所が指定される場合もある。

政務官は、この決議を2つの大理石の石柱に刻み、その一方をレトの神殿の最もよく見える場所に設置し、他方を、アテナ・イリアスの神殿において、テミストクレスの父たるアイスキュロスの像の隣に設置するべく、イリオンへと送付せよ⁵⁸⁾。

島田誠によれば、少なくともラテン語の“locus celeberrimus”は、具体的にはフォルム、神殿、公共建造物の敷地やその周辺、そして墓碑が設置される都市と郊外の境目であった⁵⁹⁾。しかし、よく見ると以上のような文言が述べられることによって、同時に「命令」という発語内行為が果たされていることがわかる。すなわち、碑文の特徴である公開性は、絶対的なものではなく、ときに言語行為によって保証されていたのである。そして、この命令という言語行為は碑文の公開性を保証するとともに、一定の権威に基づく命令行為をより多くの

人々に周知させることによって、結果的に、島田が指摘するがごとく、命令者の権威をより高めることにつながるのである。

碑文の永続性についても同様のことが言える。いったん碑文が建立されたからといって、その永続性が即座に保証されるわけではなかった。文字が削りとられることもあれば、碑文そのものの撤去、売却、あるいは建造物へ再利用されることもあり、碑文の永続性は常にかかる危険にさらされていた⁶⁰⁾。現存する碑文の多数を占める墓碑もその危険を免れなかった。というのも、一定数の墓碑には、永続性を保証させるための対策が刻字されているからである。その対策の一つは、罰金を課すことで墓荒らしを防ぐというものである。先行研究によれば、罰金に関する文言を記した碑文は、トラキア、マケドニア、小アジアに多いという⁶¹⁾。以下にその典型例を引用する。

イウニオスの息子たるディオニュソドロスが、生前、自分自身のため、および最愛なる娘イウニアのために、この台座を設えた。もし誰かが他の人を（ここに）安置させようとするなら、その者は国庫に (εἰς] τὸν φίσκον) 2,000 (デナリウス) を支払うことになるだろう⁶²⁾。

これは小アジア内陸部フリュギア地方のエウメネイアで出土したローマ時代の墓碑であるが、後半部分がまさに、当該墓碑と同じ場所にディオニュソドロスと娘のイウニア以外の人物の埋葬を行った者に対する罰金に関する文言である。そして、このように述べることによって、同時に、将来にわたる人々に対しての「警告」という行為が遂行されているのである。一般的に考えて、警告という行為は、その行為主体に一定の権威がないと成立しえないだろう。引用した碑文において、警告という行為の主体であると思われるディオニュソドロスがいかなる人物であるかはわかっておらず、それゆえに、彼にどの程度権威があったのかは不明である。しかしながら、罰金の支払先が「国庫」であることは注目し値する。“φίσκος”と表記されるものは、ローマ帝国国庫（あるいはローマ皇帝国庫）と理解されるものである⁶³⁾。実際、エウメネイアでは、ギリシア語とラテン語を併記した碑文⁶⁴⁾のほか、ローマ軍に加わっていたと考えられる人物の墓碑⁶⁵⁾も出土しており、守備隊駐屯地としてローマと一定の関係が築かれていた。したがって、ローマ帝国の権威が当地においてある程度認識されていたからこそ、たとえディオニュソドロスが何の権威もない一般市民だったとしても、罰金の支払先を「国庫」に指定し、彼による私的な警告に公的権威を付加することによって、彼はその言語行為を適切なものとしていたと考えられはしないだろうか⁶⁶⁾。そして、墓に何らかの害を及ぼす者に対する警告が適切なものであればあるほど、その墓碑の永続性が保たれる可能性が上昇するのである。ローマ帝国下、属州アジアの首都であったエフェソスと比較しても、罰金の警告文を刻んだ墓碑のうち、その罰金の支払先として最も言及が多かったのは、“φίσκος”，つまりローマ帝国国庫であった⁶⁷⁾。

以上、碑文における言語行為は、ときに永続性、公開性という碑文の本質と密接に関係していることが看取された。逆に、碑文における言語行為自体も、永続性、公開性という特質に依存していたと考えられる。例えば、公開性という碑文の側面があったからこそ、以下の墓碑のように、通行人に対する呼びかけの言語行為が表されうるのである。

市民であれ、海の向こうよりやって来た外国人であれ、立派な人物たるテティコスを憐れんだのちに過ぎ去りたまえ。テティコスは、戦争にて力尽き、生き生きとした若さを失ったのです。これを嘆くなら、あなた方は良き運命へと向かうことでしょう⁶⁸⁾。

それでは、永続性、公開性に基づく碑文の言語行為とは、文学的史料と比較した場合、いかなる意味を持ちうるのでしょうか。節を改めて考察しよう。

3-2. 碑文を用いた研究における言語行為論的視点の可能性と限界

古代世界に比較的広く、「モノが語る」、厳密には「モノに語らせる」という心性があることは様々な史料から確認される。代表的なものとしては、「ネストルの杯」が挙げられ、まさに杯に命が吹き込まれたかのごとく、杯が主語となり、それを用いて飲む者に語りかけるような文言が刻まれているのである⁶⁹⁾。

大方の碑文の素材である石についてもその例外ではない

巧妙なる石の言葉、いったい誰がアポロンの祭壇を称えてこの彫像を建てたのでしょうか、誰か教えてください。あなたが私に報告するよう命じているので言いますが、この10分の1税を神に奉獻したのは、カスボッリスの息子たるパナムュエスなのです⁷⁰⁾。

かかる表現の仕方は、数自体はさほど多くはないものの、古代において通時的に確認される⁷¹⁾。このように石がまるで主体性を持っているかのように語る、そのような風に装うこともあれば、前節末にて引用したごとく、石が死者を装って語っている風にみせることもある。すなわち、碑文が刻まれる石は、独立した主体として擬人化される場合もあれば、あるいはアルター・エゴとして、本来は瞬間的なある主体の「語り」を保存・拡散することを可能とする場合もあるのである。言い換えるならば、石はそれ自体として、あるいはある主体のふりをして不特定多数の人々に語りかける存在であるとの認識が古代には存在したと考えられる。

語る存在たる石が、その「語り」において何らかの言語行為を含むとするならば、その言語行為は、不特定多数の聴き手（読み手）に向かって放たれることにより、「他者へと差し向けられた行為となり、他者を物理的または心的に動かす⁷²⁾」こととなる。したがって、碑に刻まれた文字が言語行為を表す場合、それは単なる静的な記録、メモの類ではなく、想

定される聴き手（読み手）に何らかの作用をもたらすもの、あるいは少なくともそう望まれて刻まれたものとして理解されるべきであろう。まさにこの他者への作用の効果を強めるのが、碑文の永続性・公開性なのである。このことを裏打ちするかのように、P. Bourdieu は以下のごとく述べる。

最も強力な社会的^{マーカー}徴づけのひとつである発音装置の永続的な按配 disposition とか、さらには貴族の爵位や学位、衣類・・・といった、なおいっそうあからさまに社会的なあらゆる特質 *qualités* は、いずれも正統な話者を抜きこんでた地位に位置づけ、そうした特質が話者に課する空間の構造を介して相互行為を構造化し、そしてついには、交換の遂行される場となる当グループの構成そのものを構造化＝構成するのである。

かくして、状況がより公式であればあるほど、つまり主要＝支配的な表現様態の正統性をおのずと認知させる可能性がより大きいほど、・・・主要＝支配的な言語能力は、特定された件の市場のなかで、言語的資本としてそれだけ有利に機能して、自分自身の生産物に最も有利な価格を形成するような法則を課したり、さらにはそれに対応する象徴的利潤を手に入れたりできるチャンスも増大するのである⁷³⁾。

Bourdieu の言に従うならば、碑文による「語り」は、それが正当に、あるいは適切に遂行される限り、碑文に語らせる主体に対して有利な言語的資本、別の言い方をするならば、「他者を物理的あるいは心理的に動かす」という意味で、ある種の権力を付与することになる。この点に関しては、文学的史料についても当てはまることであろう。しかし、碑文の場合、言語的資本に由来する権力は、碑文が有する永続性、ならびに公開性という性質によっていっそう強化されることになるのである。

Millar が注目したローマ皇帝の手紙を刻んだ碑文を例に考えてみよう。まず、碑に刻まれた皇帝の言葉は、すべて皇帝自身の生の言葉であるということはない。都市や個人からの膨大な嘆願書一つ一つに皇帝自身が目を通し、丁寧に回答のための手紙をしたためていたのではないのである⁷⁴⁾。実際は「ラテン語書簡長官」「ギリシア語書簡長官」といった役職が存在し、彼らが皇帝の言葉をもとに、手紙を作成、翻訳していたのである⁷⁵⁾。このような点で、帝国中で遍く確認される皇帝の手紙は、「真」なる「エゴ・ドキュメント」とみなすことはできないだろう⁷⁶⁾。換言するならば、皇帝による手紙の文面を額面通りに受け取り、それを皇帝自身の意図と直接結びつけて考えることは危険なのである。

しかし、たとえ皇帝の手紙が彼自身の言葉ではなくとも、言語行為論の観点で眺めるならば、皇帝自身の「語り」を装って手紙が作成されている点こそが重要なのである。つまり、「命令」「承認」「拒否」といった言語行為を果たすことのできる最も正統な話者、そのようなものとして最も広範に認知されていた話者は、ローマ帝国においては皇帝である以上、言語行為を適切にし、その効果を最も高めるためにも手紙において皇帝自身に語らせる必要が

あったのである。ここまでは、いわゆる文学的史料についても同様に考えることができるかもしれない。ところが、皇帝の手紙が碑文として残される場合はどうだろうか。碑文として皇帝の手紙を刻むことは、石はときに「語る」存在なので、Bourdieu の言葉を借りるならば、それは「発音装置の永続的な按配」となり、なおかつ人の目につきやすいところで公開されたとすれば、その「語り」の状況は公式なものとなる。それゆえに、碑に刻まれた皇帝の言葉、厳密に言えばその言語行為は、彼の権力という「生産物」に対して有利な「価格」形成を行い、権力の拡大・強化という「利潤」獲得に寄与したと考えられるのである。

かつて、J. H. Oliver は、ギリシア世界の諸都市に宛てられた皇帝の手紙に関する史料を集成したが、その全体像の提示に際しては、手紙の体裁や主題などの様式的類型を指摘するにとどまった⁷⁷⁾。しかし、言語行為論をもってすれば、「命じる」や「認める」といった、一見様式的な表現一つ一つから、皇帝権力をめぐる歴史的意義とその推移如何が理論的に顕になる可能性が生じるのである。

このように、碑文がその言語行為を通して他者に何らかの作用を及ぼすべく刻まれた限り、文学的史料以上に碑文史料は、人々がいかに彼らを取りまく権力関係を認識し、なおかついかに自ら権力を獲得・強化しようとしたのかという点を理解するうえでより重要な史料となるのではなからうか⁷⁸⁾。だからこそ、いち早く言語行為論に着目した碩学たちも、アテナイとスパルタ、セレウコス朝とマッカパイオス一派など相対立する勢力における権力の移行、変容過程を探るうえで、同理論の有用性に着目したのであろう。このように、他者に対して何らかの働きかけを企図する言語行為という観点を採用するならば、その言語行為が碑文に表されている限り、すべての碑文は当時における権力関係の写し鏡となって立ち現われてくるだろう。したがって、先行研究が検討したようにヘレニズム王やローマ皇帝の権力如何のみならず、例えば、残存碑文の大半を占める墓碑において、古代に生きた一個人が世界に対して、いかに力を行使しようとしたのかという点までを我々は明らかにすることができるのかもしれない。書き手という点で、文学的史料が社会的上層の人々に限られることを考慮するならば、碑文史料は社会の特定階層のみならず、社会全体にわたって大なり小なりの権力関係、あるいはその意識を再構成する可能性を有していると言えよう。権力関係をめぐる以上の特質は、碑文の永続性・公開性と分かちがたく結びついており、本質とは言えないまでも、文学的史料と一線を画する重要なものとして理解できるのではなからうか。

また、Austin が提唱したごとく、言語行為論は「真／偽」ではなく、「適切／不適切」という評価基準を重視するものである。つまり、ある言語行為を成立させしめるコンテキスト如何を問題とするわけである。それゆえ、ある時点である言語行為が成立していると仮定するならば、同時にそのコンテキストも適切なものとして認識されているということになる。したがって、これを、碑文を用いた研究に応用するならば、ある言語行為を軸に通時的な分析を行うことにより、その言語行為が適切とされるコンテキストがいかに変化したか、あるいはしなかったかが明らかとなり、それによって、社会の動態を探ることが可能となるので

ある。これはまさに、上記の権力関係の議論と絡めて、J. Ober や J. Ma が採用したやり方であった。他にも例えば、「顕彰する」「奉献する」「決議する」といった、比較的古代において一貫する行為を主軸に据え、その行為をめぐる状況の表現を検討することによって、そのパフォーマンスを可能ならしめる実際の社会的状況を追うことが可能になると考えられる。

以上のような観点は、Ober が証明したごとく、碑文史料のみならず、文学的史料にまで敷衍させることが十分に可能である。Ma も指摘するごとく、言語行為論はそれ自体で何か新しい知見をもたらすものでは必ずしもないが、ある言語行為をめぐるコンテキストの検証を通して、権力関係のあり方、あるいはその変化に対して適切な説明を与えるものとして評価されうるのである。

しかしながら、碑文の言語行為論的理解については問題点や限界はある。まず、当時の人々の碑文に対する認識については、依然、実証的に明らかにされていないという点が挙げられよう。あくまで理論上、碑文にある文言を刻むこと、碑文にそれを語らせることによって、同時にある行為が発動されているということが言えたとしても、それを史料的に証明することは、新史料でも発見されない限り難しいことであろう。要するに、言語行為が適切なものとして成功したのか、それとも「不発」や「濫用」に終わってしまったかを、史料をもって裏づけることが困難なのである。たとえパウサニアスのように、実際に碑文を前にした所見を記した史料が存在するとしても、全体的な史料の僅少さという制約がある以上、それは社会の人々全体に対する同一の作用なのか、それとも、社会階層ごとに異なる影響を及ぼすものなのか、そして、それは時代によって変化したのか否か、湧き上がってくる疑問は尽きない。結局のところ、「真／偽」を基準とした検討のごとく、言語行為論的に分析する際も、少なくとも碑文が刻まれた時点では、その言語行為は「適切な」ものであったと、一方の可能性を仮定したうえで議論を進めるほかはないのである。

また、言語行為論的視点は、碑文のテキストを問題とするため、必然的に一定水準のリテラシーを前提とすることとなる。古代の識字率については、かつて W. Harris が、それまでの研究に比してかなり低く見積もる見解を提示している⁷⁹⁾。しかし、古代の識字率の問題については決着がついたとは言えず、加えて、時代や地域による偏差も考慮するならば、同問題を一般化することは現状きわめて困難であると言わざるをえないだろう。Harris が指摘するように、当時の識字率は低かったとの想定に立つならば、いくら「最も目立つ場所」に碑文が建立されたとしても、その碑文における言語行為は十分に発動しえなかったという可能性も十分にありうるのである。当時のリテラシーをめぐる議論は、言語行為の成功如何の問題とも深く関係するので、言語行為論を用いる研究を行う際は、絶えず念頭に置いてしるべきである。

いまひとつの問題点は、現状、言語行為論はすべての碑文に適用可能なものではない、ということである。Austin の後継者たる J. R. Searle によれば、「一つの言語を使用するということは規則に支配された行動形態に関与すること⁸⁰⁾ (傍点ママ)」であるという。つまり、理

論上すべての命題は何らかのかたちで言語行為を表しうると想定されるのである⁸¹⁾。しかしながら、この理論を歴史研究にまで敷衍させるには、さらなる議論の精緻化が必要である。言語行為論は原則として何らかの動詞を必要とする。だが、碑文の中には、名前のみを刻んだ墓碑など元々名詞のみで構成されたものが少なからず確認される。類例をもとにある程度省略された動詞を補うことは可能かもしれないが、言語行為として効果を発揮したか否かについては、碑文の認識の問題と併せて慎重にならなければならない。少なくとも、現段階では、言語行為論が応用されうる範囲は限定的であることは否めない。

おわりに

以上の議論をまとめ、本稿を結びたい。言語行為論的な史料解釈は、碑文史料を用いた研究をきっかけとして、現在では文学的史料、さらには歴史学を超えて文学研究にまで浸透しつつある。こうした状況からも、テキストを主な材料とする学問分野に対する言語行為論の波及効果の大きさが窺えるだろう。

そのような中、本稿では、同理論のフィルターを通した際に析出される碑文史料の特質について考えてきた。繰り返し述べてきた通り、これまで、碑文の本質としてその永続性と公開性が主に指摘されてきた。これら碑文の本質的側面があったからこそ、碑文における言語行為は、不特定多数の他者に対して何らかの影響を及ぼそうとする意味での権力行使の機能を果たしていた。同時にそれは永続的な物質として残される以上、現実世界において一定の空間を占めることとなった。したがって、碑文を建立することそれ自体も、自らのメッセージを刻んだ碑文による空間の占拠という点で、ある種の権力を行使することを意味していたのである。すなわち、モノとしての碑文、そして言語行為を含む碑文のテキストという二重性によって、他者への影響という権力行使の点での碑文は文学的史料以上に機能するものだったと推察されるのである。

他方、碑文の永続性・公開性という特質は必ずしも絶対的なものではなく、とりわけ「命令」や「警告」といった言語行為を通じて保証されていたことが確認された。したがって、言語行為は、常にではないにせよ、碑文の本質的要素と相補的關係を有していたのである。このように、碑文の本質と密接に関係している言語行為論的視点を導入することによって、書き手の社会階層が限定されがちな文学的史料に比して、社会におけるより広範な領域において、大小様々なレベルの権力をめぐる状況を我々は描き出すことができるのではなかろうか。

かつて Millar が指摘したごとく、碑文の文言は単なる出来事、あるいは記憶の記録・保存だけではなく、むしろ、その文言が適切である限りにおいて、行為を遂行するという点で、少なくともその碑が建立された時点では生きた言葉として理解されるべきである。すなわち、当時の文脈において、碑文の言葉はいかなる力を持ちえたのかということが問題化さ

れる必要がある。言語論的転回以降指摘されてきたごとく、確かにテキストから客観的事実を汲みとることは現在ではもはや不可能かもしれない。しかし、実際にその文字が書かれた、あるいは文字が刻まれたという事実は揺るぎない。そして、その文字が刻まれることによって、あるいは読まれることによって、同時に何らかの行為が遂行されていたことを我々が認めるならば、それを発動させしめる社会的現実、すなわちテキストの外部たるコンテキストと併せて、そこから我々は一定の歴史的視座を得ることが可能となるのではないだろうか⁸²⁾。

また、碑文における言葉の力に関する上の問いは、碑文と読み手の関係に迫るうえで有効となるのかもしれない。従来は碑文の書き手はいかなる意図をもってそれを刻んだのかという点がしばしば論点となってきた。確かにこのような問題は問われてしかるべきであるが、同時に我々はプラトンが記したソクラテスの言葉を思い出すべきである。

じっさい、パイドロス、ものを書くということには、思うに、次のような困った点があって、……それがものを語っている様子は、あたかも実際に何ごとかを考えているかのように思われるのかもしれない。だが、もし君がそこで言われている事柄について、何か教えてもらおうと思って質問すると、いつでもただひとつの同じ合図をするだけである。それに、言葉というものは、ひとたび書きものにされると、どんな言葉でも、それを理解する人々のところであろうと、ぜんぜん不適当な人々のところであろうとおかまいなしに、点々とめぐり歩く。そして、ぜひ話しかけなければならない人々にだけ話しかけ、そうでない人々には黙っているということができない。あやまって取りあつかわれたり、不当にののしられたりしたときには、いつでも、父親である書いた本人のたすけを必要とする。自分だけの力では、身をまもることも自分を助けることもできないのだから⁸³⁾。

現代でもそうだが、いったん書かれた言葉というものは、ときに書き手がいかに巧みに意味を込めたとしても、表現されたままでしか伝わらなかったり、また表現されたままさえも十分に伝達されない可能性が常に残されているのである。つまり、書き手の意図が明らかにされたからといって、それがそのまま読み手の理解と同一であるとは限らないのである。さらに、Austinも引用するエウリピデスの『ヒッポリュトス』の一節、「舌は誓ったが、心は誓いに縛られてはおらぬ⁸⁴⁾」も、このことを端的に表している。他者に向かって放たれた言葉は、話し手にとっては外部となってしまう、「話し手の〈意図〉を超えて過剰にあるいは過少に何事かを意味してしまう⁸⁵⁾」のである。

以上の意図と行為の問題は、哲学分野におけるいわゆる行為論の領域で扱われるものである⁸⁶⁾。言語行為論は、その名が示唆する通り、行為論とも親和性が高いとされる⁸⁷⁾。したがって、言語行為論、ひいては行為論まで歴史研究の射程に収めることができれば、碑文の

書き手と読み手の関係について、我々はいっそう正確にアプローチすることができるかもしれない。このようなさらなる可能性については、別の機会に掘り下げることにしたい。

[付記] 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費，課題番号：16J04395）による研究成果の一部である。

註

※史料や欧語文献の略称は、S. Hornblower and A. Spawforth (eds.), *The Oxford Classical Dictionary*, 4th ed., Oxford, 2012, およびウェブサイト *L'année philologique* (<http://www.annee-philologique.com/>) に掲載されているものに原則従った。

※引用する一次史料の邦訳は、特に断りがない限り、筆者による試訳である。

- 1) 例えば、ウェブサイト Europeana Eagle Project (<http://www.eagle-network.eu/>) では、ラテン語、ギリシア語双方に関する他の碑文データベースサイトとの横断的検索が可能である。ギリシア語に関して、比較的網羅的なものとしては、The Packard Humanities Institute (<http://epigraphy.packhum.org/>) が挙げられよう（いずれも 2016 年 11 月 21 日最終確認）。
- 2) 拙稿「都市空間をかたちづくる碑文——ギリシア語碑文の新たな可能性をめぐって——」『西洋古代史研究』15（2015 年），19-40 頁。
- 3) 岡崎敦「西洋中世史料論と日本学界——いまなにが問題か——」『西洋史学』223（2006 年），43-56 頁。岡崎によれば、史料論とは、「歴史学の作法としての実証研究を、歴史家がそのようなものとして把握する過去の痕跡としての、史料の「読み」の実験と定義し、そのための方法論の総体」であるという（44-45 頁）。
- 4) 以下の通り、かかる観点は本邦でも多数の研究者によって受容されている。師尾晶子「碑文を見る人・碑文を読む人——古代ギリシアの公的碑文の開放性と閉鎖性——」『碑石は語る』（アジア遊学 91）（2006 年），158-167 頁；前野弘志『アッティカの碑文文化——政治・宗教・国家——』広島大学出版会，2007 年；中川亜希「古代ローマのモニュメントとしての石碑——権力と、記憶を刻むという名誉——」『歴史学研究』859（2009 年），152-160 頁；前野弘志「公的碑文？私的碑文？——クライアントの視点から見たアッティカ決議碑文——」『早稲田大学地中海研究所紀要』7（2009 年），3-15 頁；師尾晶子「古代ギリシアの碑文研究の新潮流——碑文習慣をめぐって——」『西洋史学』242（2012 年），57-69 頁；奥山広規「レバノン共和国ティール市所在アル＝バース遺跡のネクロポリスにおける碑文調査」『西洋史学報』42（2015 年），87-118 頁；清水水裕「石に刻まれたメッセージ——古代ローマの凱旋門とラテン語碑文——」豊田浩志編『モノとヒトの新史料学』勉誠出版，2016 年，93-107 頁。
- 5) A. Chaniotis, *Historie und Historiker in den griechischen Inschriften: Epigraphische Beiträge zur griechischen Historiographie*, Stuttgart, 1988, S.265-273; M. Haake, "Documentary Evidence, Literary Forgery, or Manipulation of Historical Document? Diogenes Laertius and an Athenian Honorary Decree for Zeno of Citium", *CQ* 54-2（2004）, pp.470-483.
- 6) 最近における史料批判をめぐる動向については、比較的簡便なものとして、池上俊一「歴史学の作法 3 史料批判は終わらない」『UP』44-5（2015 年），52-61 頁が有益である。
- 7) E. Thomas and Ch. Witschel, "Constructing Reconstruction: Claim and Reality of Roman Rebuilding Inscriptions from the Latin West", *PBSR* 40（1992）, pp.135-178.
- 8) *CIL* XIII.6592. Thomas and Witschel（1992）, pp.144; 152-153.
- 9) G.G. Fagan, "The Reliability of Roman Rebuilding Inscriptions", *PBSR* 64（1996）, pp.81-93. Fagan は、大方の建築物再建碑文は正確な記述ではないという Thomas と Witschel らの主張を受容しつつも、逆に、現実を何ら反映していない純粋な象徴的表現としてとらえることにも警鐘を鳴らし、両解釈

の中間的立場を採用している。

- 10) J・デリダ (足立和浩訳)『根源のかたに——グラマトロジーについて—— 下』現代思潮社, 1972 年 (原著 1967 年), 36 頁。
- 11) 言語論的転回以降の歴史学の動向に関しては, さしあたり以下のものを参照。G・G・イッガース (早島瑛訳)「歴史思想・歴史叙述における言語論的転回」『思想』838 (1994 年), 76-93 頁; 小田中直樹「言語論的転回と歴史学」『史学雑誌』109-9 (2000 年), 80-100 頁; 遅塚忠躬『史学概論』東京大学出版会, 2010 年, 167-232 頁; 大戸千之『歴史と事実——ポストモダンの歴史学批判をこえて』京都大学学術出版会, 2012 年, 231-277 頁; 長谷川貴彦『現代歴史学への展望——言語論的転回を超えて——』岩波書店, 2016 年。
- 12) J・L・オースティン (坂本百大訳)『言語と行為』大修館書店, 1978 年 (原著 1960 年)。
- 13) Austin の代表的継承者として, J. R. Searle が挙げられる。彼の代表的著作としては, J・R・サール (坂本百大, 土屋俊訳)『言語行為——言語哲学への試論——』勁草書房, 1986 年 (原著 1969 年); 同 (山田友幸訳)『表現と意味——言語行為論研究——』誠信書房, 2006 年 (原著 1979 年)。
- 14) オースティン (1978 年), 4-13 頁。
- 15) 同, 11 頁。
- 16) 以下の引用は, 同, 26-27 頁のまとめを簡略化した野家啓一「「言語論的現象学」の可能性と限界——オースティンとデリダ・サール論争——」野家啓一編『言語行為の現象学』勁草書房, 1993 年, 281-282 頁に由来する。
- 17) オースティン (1978 年), 28 頁。
- 18) 同, 28 頁。
- 19) 同, 163-184 頁。
- 20) 同, 175 頁。
- 21) 同, 252-276 頁。
- 22) Austin の議論をめぐるのは, 後に Derrida と Searle の間で論争が展開されている。こちらについては, 以下のものを参照されたい。高橋哲哉「言語・行為・意識——デリダのオースティン批判についてのノート——」『アカデミア 人文・社会科学編』43 (1986 年), 192-218 頁; 野家啓一 (1993 年), 273-298 頁; 京念屋隆史「言語行為の根源的演技性——デリダ・サール論争について——」『早稲田社会科学総合研究 別冊 2015 年度学生論文集』(2016 年), 31-44 頁。
- 23) オースティン (1978 年), 8 頁。
- 24) J・デリダ (藤本一勇訳)『哲学の余白 下』法政大学出版局, 2008 年 (原著 1972 年), 253 頁。
- 25) オースティン (1978 年), 107 頁。
- 26) J. -M. Bertrand, "Formes de discours politiques: décrets des cités grecques et correspondance des rois hellénistiques", in C. Nicolet (dir.), *Du pouvoir dans l'Antiquité: mots et réalités*, Paris, 1990, pp.101-115.
- 27) Bertrand (1990), pp.108ff.
- 28) F. Millar, *The Emperor in the Roman World (31 BC- AD337)*, ed.2, Ithaca, 1992, p.637.
- 29) J. Ober, *The Athenian Revolution: Essays on Ancient Greek Democracy and Political Theory*, Princeton, 1996, pp.32-52.
- 30) S. Petrey, *Realism and Revolution: Balzac, Stendahl, Zola and the Performances of History*, Ithaca, 1988.
- 31) Ober (1996), pp.48ff.
- 32) Ibid., p.48.
- 33) J. Ma, "Seleukids and Speech-Acts: Performative Utterance, Legitimacy and Negotiation in the World of the Maccabees", *SCI* 19 (2000), pp.71-112.
- 34) Ibid., p.76.
- 35) Ibid., p.88.
- 36) I *Macc.* 1.41-51. 邦訳として, 土岐健治訳『第一マカベア書』村岡崇光他訳『旧約外典』教文館, 1975 年, 82-83 頁を参照。

- 37) II *Macc.* 11.13-33. 邦訳は、土岐健治訳『第二マカベア書』村岡崇光他訳『旧約外典』教文館、1975年、189-190頁。
- 38) II *Macc.* 11.22-26 (邦訳180頁)。
- 39) Ma (2000), p.95.
- 40) I *Macc.* 15.1-9 (邦訳141-142頁)。
- 41) Ma (2000), p.97.
- 42) S. M. Sherwin-White and A. Kuhrt, *From Samarkhand to Sardis: A New Approach to the Seleukid Empire*, London, 1993, p.228.
- 43) Ma (2000), p.107.
- 44) Ibid., p.108.
- 45) J. Ma, *Antiochos III and the Cities of Western Asia Minor*, Oxford, 2002, pp.20; 104; 213.
- 46) Ch. Kokkinia, "Letters of Roman Authorities on Local Dignitaries: The Case of Vedius Antoninus", *ZPE* 142 (2003), pp.197-213.
- 47) A. Chaniotis, "Listening to Stones: Orality and Emotions in Ancient Inscriptions", in J. Davis and J. Wilkes (eds.), *Epigraphy and the Historical Sciences*, Oxford, 2012, pp.299-328.
- 48) 告解碑文については、A. Chaniotis, "Ritual Performances of Divine Justice: The Epigraphy of Confession, Atonement, and Exaltation in Roman Asia Minor", in H. M. Cotton, R. G. Hoyland, J. J. Price and D. J. Wasserstein (eds.), *From Hellenism to Islam: Cultural and Linguistic Change in the Roman Near East*, Cambridge, 2009, pp.115-153 が詳しい。
- 49) *SEG* LIII.1344. II.19-20: "Τὸ εἰκάνόν μοι ε'ποίησας. Εὐλογῶ ὑμεῖν."
- 50) Chaniotis (2012), p.309.
- 51) E. A. Meyer, "Explaining the Epigraphic Habit in the Roman Empire: The Evidence of Epitaphs", *JRS* 80 (1990), pp.74-96, esp.75. Meyerによれば、ラテン語の墓碑はギリシア語のそれと比べて、被葬者の年齢を強調するとともに、被葬者の名前のみならず、その墓碑を建立した人物の名前も刻まれる傾向にあるという。
- 52) 例えば、D. Roach, "Homeric Speech Acts: Word and Deed in the Epics", *CJ* 85-4 (1990), pp.289-299; E. Minchin, "Speech Acts in the Everyday World and in Homer: The Rebuke as a Case Study", in I. Worthington and J. M. Foley (eds.), *Epea and Grammata: Oral and Written Communication in Ancient Greece*, Leiden, pp.71-97; A. H. Arweiler, "What is a Literary Speech Act?", in T. Fuhrer and D. Nelis (eds.), *Acting with Words: Communication, Rhetorical Performance and Performative Acts in Latin Literature*, Heidelberg, 2010, pp.199-242.
- 53) J. Bodel, (ed.), *Epigraphic Evidence: Ancient History from Inscriptions*, London, 2001, p.xvii; 岡崎敦「コメント いまなぜメディア研究か——問題関心の背景と研究の展望——」『歴史学研究』820 (2006年), 169頁。
- 54) Arr., *Peripl. M. Eux.*, 1.
- 55) Plin. *Ep.* I.17.
- 56) cf. *Ibid.*, II.7.
- 57) "ἐπιφανέστατοι τόποι" に関しては、J. Ma, *Statues and Cities: Honorific Portraits and Civic Identity in the Hellenistic World*, Oxford, 2013, pp.67-69 を、"locus celeberrimus" に関しては、島田誠「locus celeberrimus——古代ローマにおける記念建造物の設置と元老院決議等の公示について——」『西洋史研究』(新輯) 42 (2013年), 1-24頁を参照。
- 58) *SEG* XXXIII.1184. II.23-31 = Ma (2002), pp.324f., no.23: "ἀναγραφάτωσαν | οἱ ἄρχοντες τὸ ψήφισμα τόδε | [εἰς] στήλας λιθινὰς δύο καὶ τέθωσαν | [τῇ μὲν] μίαν εἰς τὸν ἐπιφανέστατον | [τον τόπον] ἐν τῷ τῆς Λητοῦς ἱερῶν | [τὴν δὲ ἄλ]λην ἀποστευλάτωσαν | [εἰς] Ἴλιον ἵνα | τεθῇ ἐν τῷ τῆς Ἰλιάδος | [Ἀθηναῖς] ἱερῶν | παρὰ τὰς εἰκόνας | [τοῦ Θεμιστοκλ]εῖους πατρὸς Αἰσχύλου." ヘレニズム期、小アジアのクサントスにて発布された、弁論家テミストクレスを称える碑文の末尾。
- 59) 島田 (2013年), 18頁。
- 60) ディオン・クリュストモスの第31番弁論『ロドス弁論』では、新たに立像を建立する際、過去

に建立された立像の名前部分を新たに刻み直すロドスの慣習がディオンのによって批判されている。また、碑文の再利用については、J. L. Shear, “Reusing statues, Rewriting Inscriptions and Bestowing Honours in Roman Athens”, in Z. Newby and R. Leader-Newby (eds.), *Art and Inscriptions in the Ancient World*, Cambridge, 2007, pp.221-246; 師尾晶子「古代ギリシアにおける石材・石碑の行く末と再利用」『千葉商大紀要』53-2, (2016年), 27-40 頁がある。

- 61) B. H. McLean, *An Introduction to Greek Epigraphy of the Hellenistic and Roman Periods from Alexander the Great down to the Reign of Constantine (323 B.C.-A.D.337)*, Ann Arbor, 2011, p.275.
- 62) *MAMA* XI.52: “Διονυσόδωρος | τοῦ Ἰουνίου | ζῶν κατεσκεύασε τὸν βωμὸν | ἑαυτῷ καὶ τῇ γλυκυτάτῃ θυγατρὶ Ἰουλίᾳ. εἴ τις δὲ ἐτερον ἐπιχειρήσει | θείναι, θήσει εἰς | τὸν φίσκον (δηνάρια), β’.”
- 63) 同じくエウメネイアで出土している *Ibid.* XI.51 では、「カエサルの国庫へ εἰς τὸν Καίσαρος φίσκον」という表現が用いられている。
- 64) *Ibid.* XI.27; 32; 33.
- 65) *Ibid.* XI.25; 28.
- 66) 実際、エウメネイアで出土している罰金の文言を刻んだ墓碑のうち、「国庫」を支払先として指定しているものは、引用したものも含めて8例中4例確認される。参照した史料は以下の通り。*Ibid.* XI.35; 38; 47; 51; 52; 53; 54; 55. また、S. Cormack, “Funerary Monuments and Mortuary Practice in Roman Asia Minor”, in S. Alcock (ed.), *The Early Roman Empire in the East*, Oxford, 1997, pp.137-156, esp.149 では、罰金に関する文言は、「死後も継続するエヴェルジェティズム」としての効果があつたとされているが、実際にそのような機能を果たしていたのか、たとえ罰金が徴収されたとしても、それが名誉ある恵与行為として認識されていたのかについては疑問である。
- 67) 収集した35例の罰金に関する文言を刻んだ碑文のうち、14例がその支払先として「国庫」を指定していた。参照した史料は以下の通り。*I. Ephesos* 1636; 1648; 1649; 1673; 2202A; 2204; 2211; 2211B; 2212; 2212C; 2216C; 2217D; 2222; 2223A; 2226; 2227A; 2228; 2311; 2318; 2405; 2419; 2427; 2435; 2443; 2446; 2495; 2513; 2514; 2519; 2522; 2523; 2535; 2547B; 2549; 2563.
- 68) *CEG* I.13: “[εἴτε ἀστό]ς τις ἀνὴρ εἴτε χσένος | ἄλοθεν ἐλθὼν Τέτιχον οἰκτίρας ἄνδρ’ ἀγαθὸν παρίτο, ἐν πολέμοι | φθίμενον, νεαρὰν ἦβεν ὀλέσαν|τα. ταῦτ’ ἀποδυράμενοι νέσθε ἐπ’| πρᾶγμ’ ἀγαθόν.”
- 69) *CEG* I.454 = *SEG* XXVI.1144.
- 70) *CEG* I.429: “αὐδὴ τεχνήσασα λίθο, λέγε τίς τόδ’ ἄ[γαλμα] | στήσεν Ἀπόλλωνος βωμὸν ἐπαγλαί[σας]. | Παναμύης υἱὸς Κασβάλλιος, εἴ μ’ ἐπ[οτρύνεις?] | ἐξείπεν, δεκάτην τήνδ’ ἀνέθηκε [θεῶ].”
- 71) J. W. Day, “Rituals in Stone: Early Greek Grave Epigraphs and Monuments”, *JHS* 109 (1989), pp.16-28; J. Bodel, “Epigraphy and the Ancient Historian”, in J. Bodel (ed.), *Epigraphic Evidence: Ancient History from Inscriptions*, London, 2001, pp.15-19; E. Caesy, “Binding Speeches: Giving Voice to Deadly Thoughts in Greek Epitaphs”, in I. Sluiter and R. M. Rosen (eds.), *Free Speech in Classical Antiquity*, Leiden, 2004, pp.63-90; Chaniotis (2012), pp.300-302.
- 72) 野家啓一「言語行為の身体的次元——「ホモ・シグニフィカンス」としての人間——」野家啓一編『言語行為の現象学』勁草書房、1993年、140頁。
- 73) P・ブルデュー(稲賀繁美訳)『話すということ』藤原書店、1993年(原著1982年)、77-78頁。
- 74) F. Millar, “L’Empereur romain comme décideur”, in Nicolet (1990), pp.215ff.
- 75) 桑山由文「元首政期ローマ帝国とギリシア知識人」『史窓』65(2008年)、19-32頁。
- 76) エゴ・ドキュメントについては、長谷川貴彦「エゴ・ドキュメント論——欧米の歴史学における新潮流——」『歴史評論』777(2015年)、47-59頁を参照。
- 77) J. H. Oliver, *Greek Constitutions of Early Roman Emperors from Inscriptions and Papyri*, Philadelphia, 1989, pp.1-24.
- 78) 前野弘志(2007年)、27頁では、碑文の機能として以下の4つが指摘されている。すなわち、①叙述機能、②シンボル機能、③呪術機能、④統合、呪縛機能である。このまとめに従うならば、他者への影響という点で、碑文による言語行為という機能は④に属すると思われる。碑文が有する権威、権力の問題については、J. Ma, “Epigraphy and the Display of Authority”, in Davis and Wilkes (2012), pp.133-158も参照されたい。

- 79) W. V. Harris, "Literacy and Epigraphy I", *ZPE* 52 (1983), pp.87-111; Id., *Ancient Literacy*, Cambridge, Mass., 1989. なお、本邦においては、前野 (2007 年), 15-22 頁; 師尾 (2012 年), 58-59 頁にて古代のリテラシーの問題がまとめられており有益である。
- 80) サール (1986 年), 71 頁。
- 81) 同, 26-27 頁:「言語を使用することは、言語行為、すなわち、陳述、命令、質問、約束などの行為を遂行することであり、より抽象的には、指示と述定のような行為を遂行することであるという形式をもつ。」
- 82) 形成の力としての象徴的権力と社会的コンテクストの関係については、P・ブルデュー (石崎晴己訳)『構造と実践——ブルデュー自身によるブルデュー——』新評論, 1988 年 (原著 1987 年), 216-217 頁を参照。なお、言語行為論は、言語論的転回以降の歴史認識において、物語り行為としての歴史叙述のあり方をめぐる議論に多大な影響を与えている。これについては以下のものを参照。新田義弘「歴史科学における物語り行為について——現代の歴史理論の諸問題——」『思想』712 (1983 年), 69-86 頁; 鹿島徹「物語り論的歴史理解の可能性のために」『思想』954 (2003 年), 6-36 頁; 野家啓一『物語の哲学』岩波書店, 2005 年; 同『歴史を哲学する——七日間の集中講義——』岩波書店, 2016 年。
- 83) Pl. *Phdr.* 275 D-E. 邦訳は、プラトン (藤沢令夫訳)『パイドロス』岩波書店, 166 頁より引用。
- 84) Eur. *Hipp.* 612. 邦訳は、エウリピデス (松平千秋訳)『ヒッポリュトス』呉茂一, 高津春繁, 田中美知太郎, 松平千秋編『ギリシア悲劇全集 IV』人文書院, 1960 年, 30 頁より引用。
- 85) 野家啓一「言語行為と対話的实践——「言語ゲーム」から「終わりなき対話」へ——」野家啓一編『言語行為の現象学』勁草書房, 1993 年, 162 頁。
- 86) 行為論の代表的著作としては、D・デイヴィッドソン (服部裕幸, 柴田正良訳)『行為と出来事』勁草書房, 1990 年 (原著 1980 年)。その他、古田徹也『それは私がしたことなのか——行為の哲学入門——』新曜社, 2013 年も参照。
- 87) 野家啓一「言語行為の現象学・序説——現象学と分析哲学の対話を求めて——」野家啓一編『言語行為の現象学』勁草書房, 1993 年, 21 頁。

《English Summary》

Viewing Inscriptions through Speech-Act Theory: A Study of Historical Sources

Masataka MASUNAGA

This paper examines the possibilities and the limitations of applying Speech-Act Theory to historical research based on inscriptions. Inscriptions are an essential source for any research of ancient history. In recent years, an increasing number of researchers have studied inscriptions not only as literary sources but also as monuments. Subsequently, we need to examine inscriptions from a wider variety of perspectives than the literary sources of ancient writers.

Since the 1990s some scholars of inscription texts have tried to introduce Speech-Act Theory, developed by linguistic philosophers, into their study of ancient history. Speech-Act Theory addresses the ways in which words can carry out actions through their sense, not perform an action in and by words.

Until now it has been argued that the two essential factors of an inscription are its eternity and its accessibility. Based on these elements, if we view an inscription through Speech-Act Theory, we realize that inscriptions were a more dynamic medium than literary sources. Although there are some limitations, such as the ancients' perception of inscriptions, their literacy and the range of applications of the theory, this paper insists that with their spatial occupation as monuments, inscriptions functioned to exert power widely throughout a society, by means of influencing others and changing the world through speech-acts.